

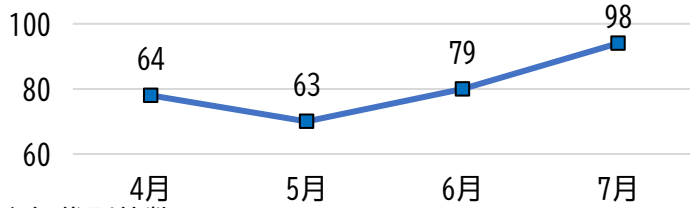


# 鶴見区 消費生活相談情報<速報値>



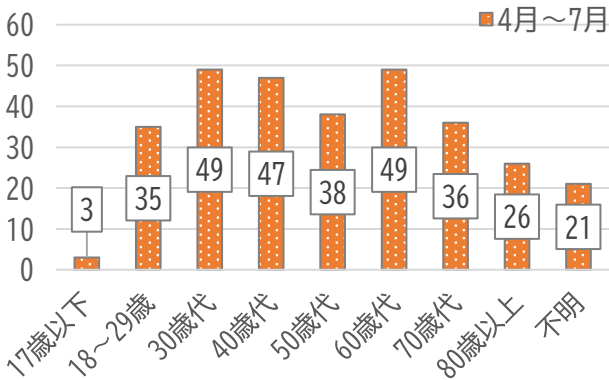
～令和6年9月 涼秋号～

## ◇消費生活相談件数



令和6年度累計
304

## ◇年代別件数



## ◇主な契約のきっかけ別件数

契約のきっかけ	4月～7月
<b>SNS</b> SNSをきっかけとして商品やサービスの勧誘等をするもの。	31
<b>定期購入</b> 一定の金額を払うことで定期的に商品を購入する契約。	26
<b>点検商法</b> 点検と称して来訪し事実と異なることを言って商品やサービス等を契約させる商法。	9
<b>電話勧誘</b> 電話で商品やサービスの勧誘等をするもの。	26

## ◇商品・役務別ランキング（令和6年4月～7月受付分）

1位	商品一般	19	クレジットカードの利用明細に身に覚えのない請求が含まれていた。カードが不正利用されたようなので返金してほしい。
1位	不動産貸借	19	新築の賃貸マンションに入居後、2年で退去した。後日高額な修繕費用やクリーニング代を請求された。普通に使っていたのに納得できない。
3位	修理サービス	16	インターネットで見つけた事業者エアコンの修理を依頼した。広告の安価な料金とかけ離れた高額な料金を請求され支払ってしまった。返金してほしい。

## ◇相談事例

急増中

### ～給湯器の点検商法に注意～

「給湯器の無料点検をする」と言って、突然自宅に来訪した事業者点検を依頼した。点検後に「すぐに交換しないと危険だ」と言われ、不安になり50万円の給湯器交換工事の契約をしてしまったが、高額であり不審なので解約したい。（70歳代 男性）

突然訪問して給湯器の無料点検を持ち掛け、不安をあおって高額な給湯器の交換を迫る手口が多く見られます。中には「自治体から委託を受けた」、「契約中のガス会社から依頼された」などと身分を偽るケースもみられます。

- 訪問販売事業者は勧誘に先立って、①事業者名、②契約の勧誘が目的であること、③勧誘しようとする商品等の種類を明らかにする義務があります。無料点検と言われても安易に点検させず、ガス会社等に確認しましょう。
- 点検後に購入を勧められても、**その場で契約しないように**しましょう。もし、訪問販売で契約をしてしまっても、契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフができます。
- 購入する場合は、複数社から**見積り**を取るようにしましょう。

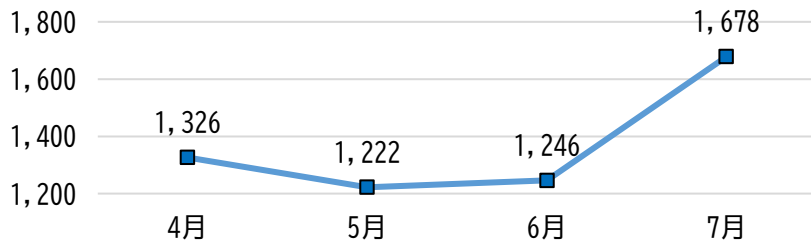
参考情報

国民生活センター  
給湯器の点検にご注意ください



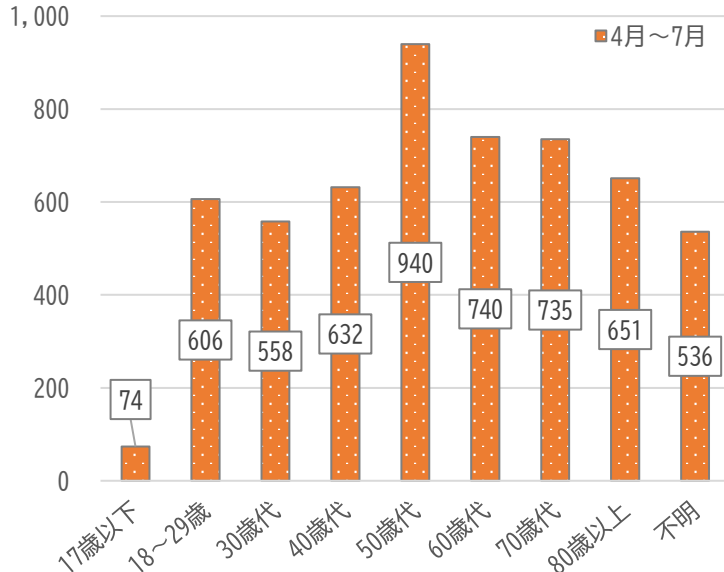


◇消費生活相談件数



令和6年度累計
5,472

◇年代別件数



◇主な契約のきっかけ別件数

契約のきっかけ	件数
<b>SNS</b> SNSをきっかけとして商品やサービスの勧誘等をするもの。	557
<b>定期購入</b> 一定の金額を払うことで定期的に商品を購入する契約。	428
<b>点検商法</b> 点検と称して来訪し事実と異なることを言って商品やサービス等を契約させる商法。	242
<b>電話勧誘</b> 電話で商品やサービスの勧誘等をするもの。	439

◇商品・役務別件数 年代別上位5位

順位	17歳以下	18~29歳	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
1位	インターネットゲーム 30	不動産貸借 64	不動産貸借 53	不動産貸借 53	商品一般 71	化粧品 66	商品一般 74	工事・建築 56
2位	商品一般 4	エステサービス/役務その他サービス 37	役務その他サービス 29	商品一般 38	不動産貸借 57	商品一般 55	工事・建築 55	商品一般 49
3位	アダルト情報 4	医療サービス 25	商品一般 28	化粧品 27	役務その他サービス 48	役務その他サービス 47	健康食品 48	役務その他サービス 47
4位	他のシャツ/他の教養娯楽等情報配信サービス/化粧品 3	修理サービス 23	医療サービス 22	役務その他サービス 24	健康食品 47	工事・建築 46	役務その他サービス/化粧品 47	健康食品 30
5位	教養娯楽品その他/役務一般/コンサート 2	商品一般 21	修理サービス 17	修理サービス 22	化粧品 45	健康食品 41	不動産貸借 18	新聞/化粧品 24



発行元：横浜市消費生活総合センター  
 電話相談受付 045-845-6666  
 平日 9時から18時  
 土曜・日曜 9時から16時45分

センターホームページ参照

